

所得税法の税率表の金額 例えば 3456 万 7 千 円は千円の謂

著者	河野 惟隆
雑誌名	八洲学園大学紀要
号	19
ページ	35-41
発行年	2023-03-31
URL	http://doi.org/10.34381/00000150

所得税法の税率表の金額

—例えば 3456 万 7 千円は千円の謂—

河野 惟隆

The Amount of Tax Rate Table under the Income Tax Law:

Ex.34,567 thousand yen means one thousand yen

KOHNO, Koretaka

キーワード：所得 1 単位は千円、税率表の課税総所得金額÷千円＝順序、
順序付けられた千円、「区分された金額」、超過累進税率制

(本稿は、2022 年 10 月 8 日 (土)、9 日 (日) の両日、東洋大学で開催された日本財政学会の第 79 回全国大会における、筆者の報告を加筆修正したものである。学会発表においては、東京都立大学の金子 憲准教授から、貴重なご意見を頂いた。記して謝意を表す)。

1 はじめに

所得税法は税率について次のように定めている。

(税率)	
第八十九条 居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額と、その年分の課税山林所得金額の五分の一に相当する金額を同表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額に五を乗じて計算した金額との合計額とする。	
百九十五万円以下の金額	百分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十三
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十三

千八百万円を超え四千万円以下の金額	百分の四十
四千万円を超える金額	百分の四十五

2 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額は、それぞれ、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から前章第四節(所得控除)の規定による控除をした残額とする。

以下、この税率を法定税率と称し、この表を法定税率表と称することにする。この法定税率表に関する解釈として、次のようなものがある。(次において、「網掛部分」とは、各上方に位置させられている各矩形を指している)。

所得税法が定める税率 (89 条 1 項) によって計算される税額は、次頁の **図表 9** の網掛部分の面積の合計に相当する金額である。例えば、課税標準が 1000 万円である場合には、 $195 \text{ 万円} \times 5\% + (330 \text{ 万円} - 195 \text{ 万円}) \times 10\% + (695 \text{ 万円} - 330 \text{ 万円}) \times 20\% + (900 \text{ 万円} - 695 \text{ 万円}) \times 23\% + (1000 \text{ 万円} - 900 \text{ 万円}) \times 33\% = 176 \text{ 万 } 4000 \text{ 円}$ となる。

【図表9 超過累進税率】

課税標準 (万円)	税率 (%)
0 - 195	5
195 - 330	10
330 - 695	20
695 - 900	23
900 - 1800	33
1800 - 4000	40
4000 - 無限大	45

谷口勢津夫ほか三名 [2022] 143-144 頁。

このような図表は一般に見られる解釈である。いわば通説であると言って良い。しかし、結論から先に言えば、これは不正確である。以下、正確と思われる解釈を明示する。

2 法定税率表の金額の解釈と図解

「それぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算」するものとして、

千八百万円を超え四千万円以下の金額 百分の四十

を例として取り上げることにする。この計算は、次のようになる。

$$0.40 \times (4000 \text{ 万円} - 1800 \text{ 万円})$$

$$= 0.40 \times 2200 \text{ 万円}$$

(国税通則法第 118 条が所得金額の一単位を千円と定めていることを考慮すると、上式は次のようになる)

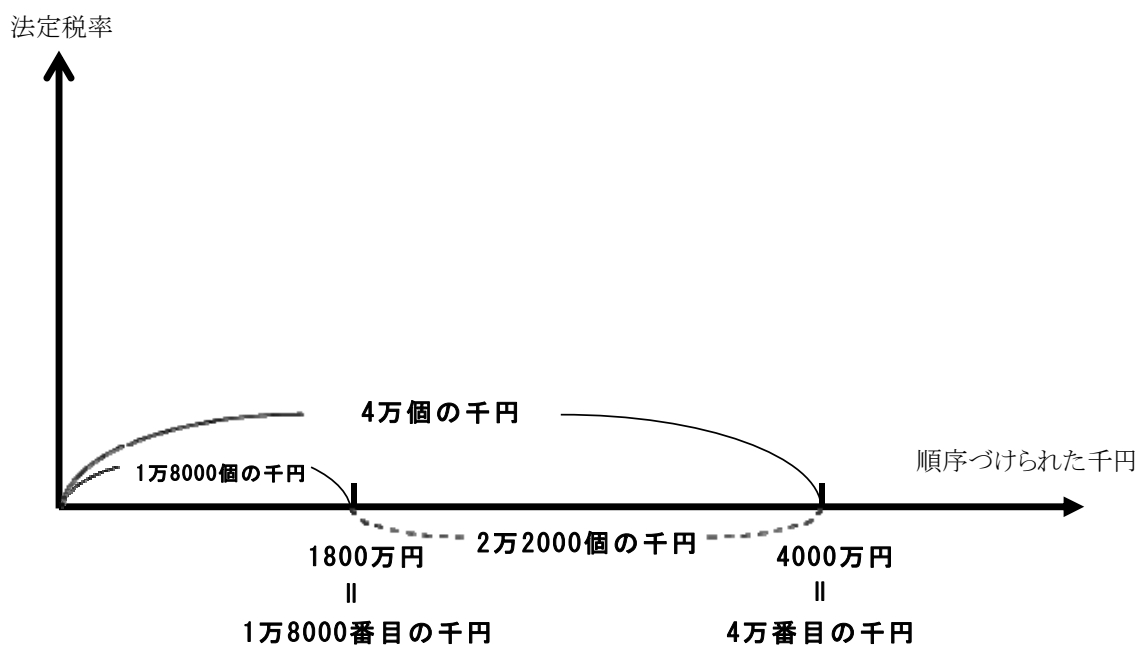
$$= 0.40 \times 2200 \text{ 万} 0 \text{ 千円}$$

$$= 0.40 \times 2 \text{ 万} 2000 \text{ 個の千円}$$

$$= 0.40 \times (4 \text{ 万個の千円} - 1 \text{ 万} 8000 \text{ 個の千円})$$

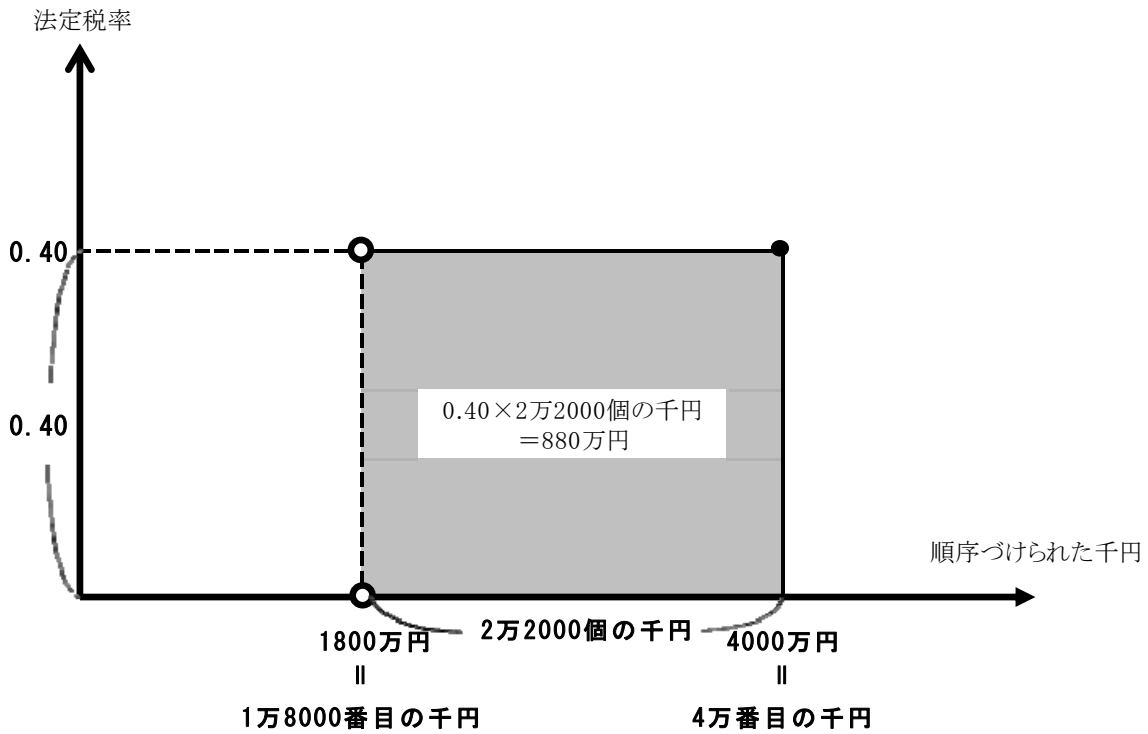
上式の右辺の 3 番目の式、 $0.40 \times 2 \text{ 万} 2000 \text{ 個の千円}$ によって、条文の中の「区分」された金額とは、2 万 2000 個の千円ということであり、従って、「区分」するとは、4 番目の式、 $0.40 \times (4 \text{ 万個の千円} - 1 \text{ 万} 8000 \text{ 個の千円})$ から、4 万個の千円から、1 万 8000 個の千円を、差し引く、ということである。これらは図表 1 のように図示される。従って又、法定税率表の 1800 万円、4000 万円も、それぞれ、1 万 8000 番目の千円、4 万番目の千円を表していることになり、図表 1 のように解される。

図表 1



他方、税率は、図表 2 のように縦軸上で表され、大きさは図表のような長さで表される。

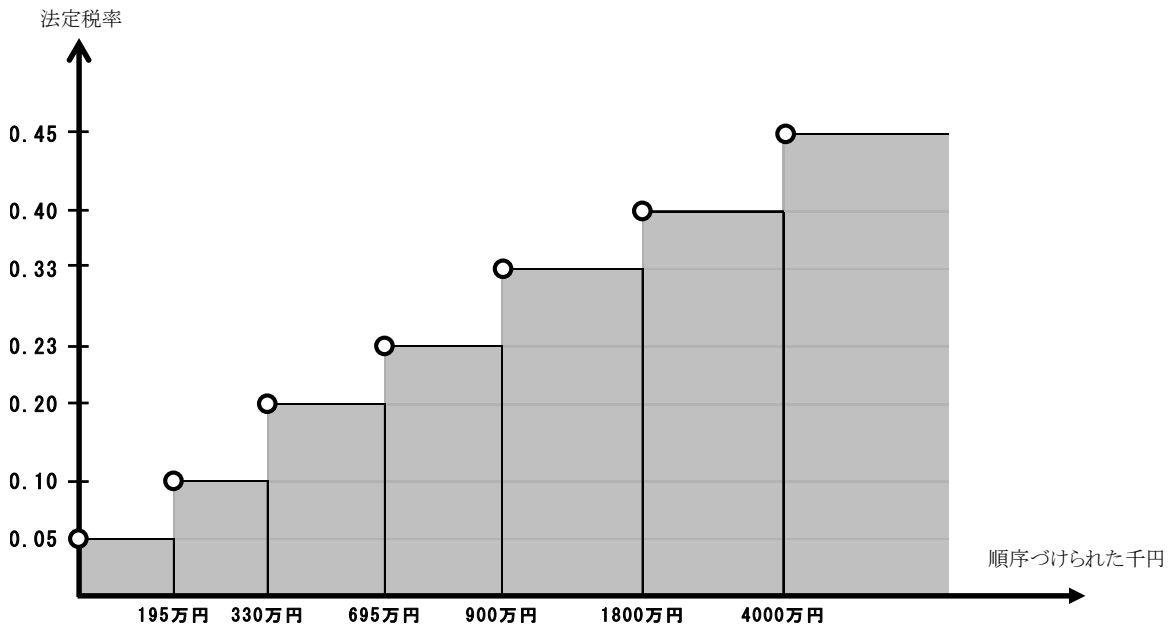
図表 2



かくして、「表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額」、現在の場合は、 $0.40 \times (4000 \text{ 万円} - 1800 \text{ 万円})$ であるが、これは、図表 2 の斜線部で図示されることになる。1800 万円超なので、1800 万円、つまり、1 万 8000 番目の千円に対する税額は含まれず、従って図表では点線で表すことにし、他方、4000 万円以下なので、4000 万円、つまり、4 万番目の千円に対する税額は含まれるので、実線で表すことにした。

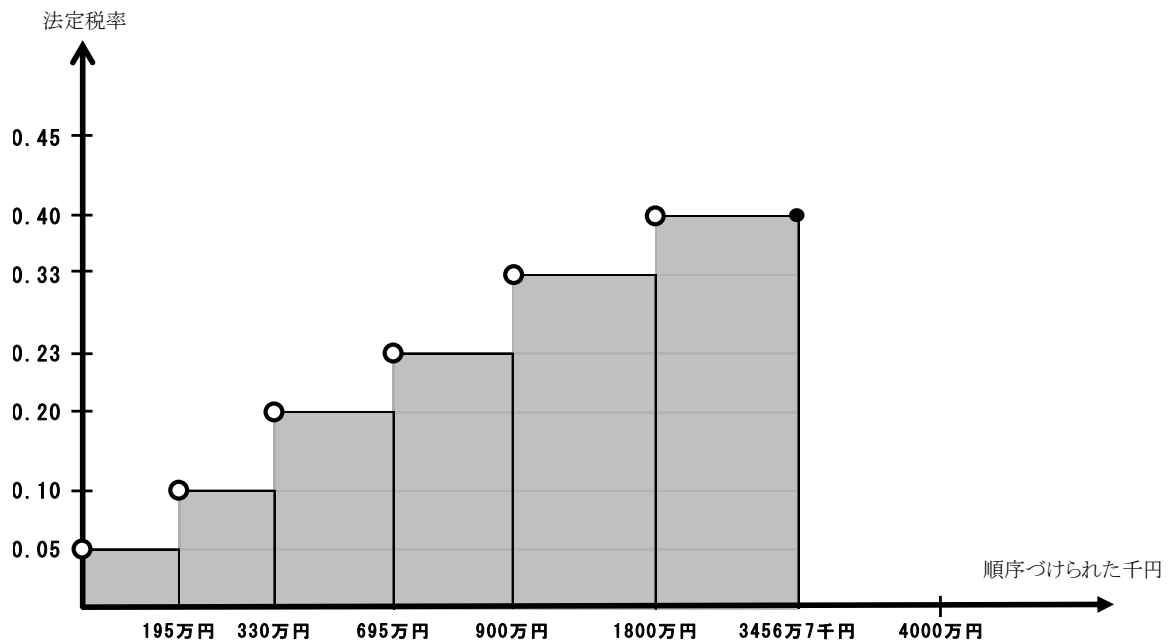
全体の税額は、図表 3 のように図示される。かくして、横軸の課税総所得金額は、千円の位までのものとして、それを千円で除して算出される数字を順序とした、つまり順序付けられた、千円を表すものである、ということになる。当然のこととして、各課税総所得金額以上の課税総所得金額であるが、例示して言えば、横軸の 3456 万 7 千円は、課税総所得金額が 3456 万 7 千円以上の場合である、ということである。

図表 3



煩瑣を厭わず、課税総所得金額が 3456 万 7 千円の場合を図示すれば、図表 4 のように斜線部で表される。「表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額」とは、図表の各斜線部を「合計」したものである。

図表 4



冒頭の引用文献において、「所得税法が定める税率（89 条 1 項）によって計算される税額は、次頁の図表 9 の網掛部分の面積の合計に相当する金額である」、と言うのは、間違いである。「網掛部分の

面積の合計に相当する金額」は、「例えば、課税標準が 1000 万円である場合には」、 $0.05 \times 195 \text{ 万円} + (0.10 - 0.05) \times (330 \text{ 万円} - 195 \text{ 万円}) + (695 \text{ 万円} - 330 \text{ 万円}) \times (0.20 - 0.10) + (0.23 - 0.20) \times (1000 \text{ 万円} - 695 \text{ 万円})$ となり、これは「課税標準が 1000 万円である場合」、の税額ではないからである。この図は、各税率の謂わば超過率と、各金額の超過額との積の合計額を、税額としているが、これは正しい税額を示していないのである。「所得税法が定める税率 (89 条 1 項) によって計算される税額は」、正しくは、図表 3 や図表 4 の「網掛部分の面積の合計に相当する金額」、として表されるのである。

根本的には、横軸に、課税標準を取ったところに、難点がある。そもそも、所得税法は、「居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする」と規定して、「表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算」と規定し、「税率を乗じ」る対象を、課税標準とはしていない。「上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額」というように、「税率を乗じ」る対象を、「金額に区分してそれぞれの金額」と表している。

繰り返すが、“金額”と表しており、課税標準とは評していないのである。横軸を表すのならば、直接的に、「金額に区分してそれぞれの金額」とするか、少し変形して精々、“区分された金額”とするのが正しい。本稿では、順序付けられた千円、と評した。

冒頭の引用文献の図表の矩形部分については、次のように間違っている。各矩形について以下、述べる。矩形の下直線のうち、最左端の 1 点のみは、以下、を表し、意味があるので例えば黒丸とし、他は無意味であり、消去すべきである。矩形の上直線のうち、最左端の 1 点は、超を表すために、消去し、例えば、白丸で表すべきである。左端の直線と、右端の直線は、黒丸以外は無意味であるので、消去すべきである。税率そのものは、ヨコ軸に平行が、基本であり、タテ軸など、考えようがないのである。

3 おわりに

私が、法定税率表の金額は千円である、順序付けられた千円である、千円の集まりである金額を千円で除した結果の数字を順序とした順序づけられた千円である、さらに言えば、課税所得として表現される、千円の集まりである金額を千円で除した結果の数字を順序とした順序づけられた千円である、と初めて明確にしたのは、河野 惟隆 [1987] においてである。その後、法定税率の金額を正確に理解するための試金石として、アメリカの法定税率表における金額を対象として、消失という事態を惹起するための工夫である、或る法定税率がその直前の法定税率よりも低く制度化されている点を、河野 惟隆 [1992] と河野 惟隆 [1995] において取り上げた。さらに、河野 惟隆 [2010]、河野 惟隆 [2018]、河野 惟隆 [2020] において、河野 惟隆 [1987] の考えを敷衍した。

他方、法定税率表の金額を、課税総所得金額それ自体と誤解したために、いわゆる三位一体改革における所得税の減額と所得割の増額の事態に対する誤解が生じていることを、河野 惟隆 [2021] において明らかにした。

河野 惟隆 [1987] においては、法定税率表における金額を、課税総所得金額それ自体と誤解すると単純累進税率制になり、これには、分岐点前後で所得の逆転が生じる、ということを定式化・図式化した。この所得の逆転と同じことが、所得別の負担あるいは給付制度においても生じること

を、河野 惟隆 [2019]、河野 惟隆 [2020]、河野 惟隆 [2022] において明らかにした。最初の 河野 惟隆 [1987] と、後の三つの論稿とは、同工異曲でしかない、と述べた。

私の問いは単純で、法定税率の金額とは何か、ということではない。例示して言えば、金額の 4000 万円は、千円である、というのが、私の解である。さらに、下位税率は引き下げ、中位税率は据え置き、最高税率は引き上げという法定税率表の改定で、中所得者の負担は低下、高所得者のうち低い所得者の負担は低下、高所得者のうち分岐点にある所得者の負担は不変、というのが、私の解である。

未だかつて一度も正解に出会っていない、というのが、率直な感想である。

【参考文献】

・法定税率表の金額それ自体に関する論稿

河野 惟隆 [1987] 『個人所得税の研究』 税務経理協会。

河野 惟隆 [1992] (英文) *The U.S. Individual Income Tax Law*, Chapter 1, Zeimu-keiri-kyoukai.

河野 惟隆 [1995] 『法人税法・所得税法の経済学』 第 3 編、税務経理協会。

河野 惟隆 [2010] 「所得税法の税率表の区分と金額」 『帝京経済学研究』 第 44 巻第 1 号。

河野 惟隆 [2018] 「所得税法の税率表の改定」 税務会計研究学会 『税務会計研究』 第 29 号。

河野 惟隆 [2020] 「所得税法の税率の“正しい”図示」 税務会計研究学会 『税務会計研究』 第 31 号。

・法定税率表改定に関する論稿

河野 惟隆 [2021] 「三位一体改革における所得割・所得税改定の誤解」 2021 年度・日本地方財政学会・第 29 大会・報告論文。

・所得の逆転に関する論稿

河野 惟隆 [2019] 「配偶者控除変更の前後の所得の逆転」 『八洲学園大学紀要』 第 15 号。

河野 惟隆 [2020] 「公営住宅の所得別家賃における所得の逆転」 『八洲学園大学紀要』 第 16 号。

河野 惟隆 [2022] 「高等教育の修学支援制度の分岐点周辺における所得の逆転」 『八洲学園大学紀要』 第 18 号。

・引用文献

谷口勢津夫・一高龍司・野一色直人・木山泰嗣 [2022] 『基礎から学べる租税法 [第 3 版]』 弘文堂。

以上

(受理日：2022 年 10 月 21 日)

(この くれたか・八洲学園大学 生涯学習学部 生涯学習学科 非常勤講師)